

# AI生成物の著作物性の判断基準とその判断手法に関する一考察



弁護士 出井 甫

## 要 約

人工知能（AI）が、人間の簡単な操作によりクオリティの高い表現を生み出している。もっとも、我が国の著作権法は、AIによる自律的な創作を予定していなかった。そのため、AIにより生成されるもの（AI生成物）の著作物性に関わる論点が浮上している。現在、知的財産戦略本部を中心に、同論点のための議論が進められているものの、未だ具体的な立法等の措置はとられていない。そのため、我々は、既存の法的知識や裁判例をもとに、同論点に対処する考え方の方向性を検討しておく必要がある。本稿では、AI生成物の著作物性に関する議論状況を把握すると共に、従来の著作権法の知識や裁判例から、AI生成物の著作物性の判断基準とその判断手法を考察する。

## 目次

- 1 はじめに～AIの発展と現在～
- 2 AI生成物の著作物性の判断基準について
- 3 AI生成物の著作物性の判断手法について
- 4 おわりに～創作活動への思い～

### 1 はじめに～AIの発展と現在～

人工知能（Artificial Intelligence）という言葉は、1956年、ダートマス会議で使用されたのが始まりとされている<sup>(1)</sup>。その後、AIは、第1次AIブーム、第2次AIブームを経て、現在、第3次AIブームの最中にある<sup>(2)</sup>。第3次AIブームの主な特徴として、機械学習の実用化が挙げられる。機械学習とは、集合データから一定の法則、規則等のモデルを獲得させる技術という<sup>(3)</sup>。従来のコンピューターは、ある入力データを識別するために、人間により設定される詳細な識別ルールを必要としていた。これに対し、機械学習を導入したコンピューターは、人間が予めルールを設定しなくとも、自ら集合データから一定のルールを見出し、そのルールに基づいてデータの識別を行うことができる。

第3次AIブームにおいて、AIは、急速に進化している。その要因には、ビッグデータの利活用の促進及び深層学習（ディープラーニング）の導入が挙げられる。

近時、インターネットや小型センサー等から得られ

る膨大なデータ（ビッグデータ）を利活用することにより、経済成長や産業の活性化が期待できるとして、政府は、その環境整備を進めている<sup>(4)</sup>。これに伴い、ビッグデータを利用した機械学習が、より円滑に行えるようになっている。そのため、コンピューターは、多くのデータを学習することで、従来よりも精度の高いルールを構築することができようになっている。

また、従来の機械学習では、コンピューターが、集合データから一定のルールを構築する際、人間が、予め、データの中で着目すべき特徴を指定する必要があった。一方、深層学習では、着目すべき特徴をコンピューター自らが取得するため、人間の作業負担が大幅に軽減され、AIの汎用性が増した。

このような、精度や汎用性の増したAIは、コンテンツ<sup>(5)</sup>等の表現にも活用されている。前回の論考<sup>(6)</sup>において、筆者は、AIによる表現分野での活用事例を紹介したが、現在では、より優れたAIが登場している。例えば、音楽を聴いた時に発する脳波データを機械学習し、人間の心理状態を活性化させる音楽を生成するAI<sup>(7)</sup>や、著名人の書籍における文脈を機械学習し、その書籍をもとに新たな書籍を執筆するAI<sup>(8)</sup>等が発表されている。

### 2 AI生成物の著作物性の判断基準について

では、上記のような、AIにより生成されたものは、現行著作権法上、著作物といえるか。

### (1) 議論状況

知的財産戦略本部が公表した「知的財産推進計画2017」、及び同本部の下に設置された、新たな情報財検討委員会が公表した「新たな情報財検討委員会報告書」によれば、現行著作権法上、AI生成物を生み出す過程において、人間の創作的寄与があれば、「道具」としてAIを使用したものと考えられ、当該AI生成物には著作物性が認められる。一方、人間の創作的寄与がなければ、当該AI生成物は、AIが自律的に生成した「AI創作物」と整理され、著作物と認められない<sup>(9)</sup>。

なお、諸外国においても、基本的に、創作物を生成する主体は、人間が前提とされている<sup>(10) (11)</sup>。もっとも、英国の著作権法では、保護の程度は、人間の創作物より劣後するものの、コンピューターの創作物に対しても、著作権による保護を認めている<sup>(12)</sup>。

### (2) 検討

現行著作権法上、著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている（著作権法2条1項1号）。そして、「思想又は感情」とは、社会通念上、人間の思想又は感情をいうと解されている<sup>(13)</sup>。

現時点において、AIに思想又は感情があるとは考え難い。また、仮に、AIにこれと似たものが備わったとしても、AIを、人間と同等の創造主と位置付けるのは社会通念の域を超えていると思われる。更に、AIが創作した物を、人間の創作物と同様に著作権法で保護する場合、そこから生じる著作権や著作者人格権は、誰に帰属するのかといった、問題が生じ得る。一方、AIの中には、その機能や使用方法如何では、従来の人間による創作ツールと変わらないものがある。

そうすると、現行著作権法上、AIが、人間の創作活動の道具と評価できるのであれば、当該AI生成物の著作物性は認められると考える。一方、人間の創作活動と離れて、AI自身が創作したものについては、これを著作物と認めることは難しいと考える。

なお、「知的財産推進計画2017」、及び「新たな情報財検討委員会報告書」は、人間の創作的寄与の有無をAI生成物の著作物性の判断基準としている。当該基準は、本来、AI生成物の著作「物」性という客体に関する判断基準であるにもかかわらず、その著作「者」という主体に関する事情を判断基準とする点で、一

見、不自然にも思える。しかし、著作者とは、著作物を「創作」する主体であり、著作物とは、その「創作」された客体であることから、両者の認定は、パラレルの関係にある。

そうすると、AI生成物の著作物性についても、その判断基準を、人間の創作的寄与の有無とすることには、合理性があると思われる。

もっとも、「知的財産推進計画2017」、及び「新たな情報財検討委員会報告書」は、AIが自律的に創作した生成物を、「AI創作物」とし、AI創作物と整理されるものは、著作物ではないとしているが、AIによる自律的な創作物の全てが、著作物ではないと言えるかについては、検討の余地があると思われる。というのも、（これはAI創作物の定義の仕方の問題と思われるが、）AIによる自律的な創作と、人間の創作活動は両立し得るからである。例えば、複数の人間が互いに加筆修正等を重ねて1つの小説を完成させた場合、各関与者の行為に、自律的な創作性があれば、当該創作物は共同著作物となり得る<sup>(14)</sup>。仮に、上記関与者のいずれかを、AIに置換えたとしても、他方の人間による活動の創作性が否定されるとは思えない。他にも、人間同士の座談録は、一般に共同著作物になると考えられている<sup>(15)</sup>。仮に、その当事者の一方を、対話のできるAIに置換えたとしても、他方の人間の発言に自律的な創作性がなくなるとは考え難い。

### (3) 小括

以上より、AI生成物の生成過程で、人間の創作的寄与があると評価できる場合、現行著作権法上、当該AI生成物の著作物性が肯定されると考えるが、当該判断基準を、「AI創作物」に該当するかという形で運用するのであれば、「AI創作物」の定義を、より慎重に吟味する必要があると思われる。

## 3 AI生成物の著作物性の判断手法について

では、仮に、AI生成物の著作物性の判断基準を、人間の創作的寄与の有無とした場合、どのようにその有無を判断するのか。

### (1) 議論状況

コンピューターによる創作物について言及したものはあるが、「著作権審議会第9小委員会報告書」によれば、「どのような場合に、コンピューターの使用者が

創作的寄与を行ったと評価でき・るかについては、個々の事例に応じて判断せざるを得ないが、一般に使用者の行為には入力段階のみならず、その後の段階においても対話形式などにより各種の処理を行い、最終的に一定の出力がなされたものを選択して作品として固定するという段階があり、これらの一連の過程を総合的に評価する必要がある。」としている<sup>(16)</sup>。

また、前記「新たな情報財検討委員会報告書」では、「どこまでの関与が創作的寄与として認められるかという点について、現時点で、具体的な方向性を決めることは難しいと考えられる。したがって、まずは、AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を進めることが適当である」としている<sup>(17)</sup>。

## (2) 検討

確かに、AI生成物に対する人間の関与の仕方は、多種多様であるため、人間の創作的寄与の有無は、個別的に判断せざるを得ない。もっとも、AI生成物の普及状況を踏まえると、現実社会で、AI生成物の著作物性を巡る紛争がいつ生じてもおかしくない。そのため、現時点で、ある程度、考え方の方向性を検討しておくことが重要である。

そこで考えるに、従来、人間の創作的寄与については、ある著作物の作成に複数人が関与していた場合、誰が当該著作物の著作者といえる程度の創作的な寄与をしていたか、という形で議論されていた(当該議論は、一般に「著作者の認定」ないし「著作者性」と称されている。)。そうすると、AI生成物の著作物性の問題も、AI生成物に関与した人間が、当該AI生成物の著作者と認定し得る程度に創作的に寄与しているかという問題に置き換えることができる。そのため、当該論点については、従来の著作者の認定に関する議論が参考になり得る<sup>(18)</sup>。

そこで、以下、著作物に対する複数人の関与形態及び著作者の認定に関する裁判例を俯瞰し、AI生成物の著作物性の判断手法を検討する。

### ア 著作物に対する複数人の関与形態

現行著作権法上、著作物の作成に複数人が関与する形態としては、共同著作物及び映画の著作物が挙げられる<sup>(19)</sup>。

共同著作物とは「二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に

利用することができないもの」をいい(著作権法2条1項12号)、共同著作者は、当該著作物を創作した者をいう。

映画の著作者とは、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」をいう(同法16条)。上記2つの著作者には、条文の文言から明らかとなっており、著作物に対する「創作」的「寄与」が必要とされている。

また、現実に複数人の手により創作されることが多い形態として編集著作物がある。編集著作物とは、「編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するもの」をいい(同法12条1項)、編集著作者とは、当該著作物に関わる「創作的」な素材の選択又は配列に現実に「寄与」した者とされている<sup>(20)</sup>。

### イ 著作者の認定に関する裁判例

上記3つの関与形態において、著作者の認定が問題となった裁判例としては、以下のものがある(便宜上、裁判例を上記3つの形態の順に掲載している。)

#### ①東京地判昭39年12月26日下民集15巻12号3114頁(高速道路パノラマ地図事件)

高速道路のパノラマ地図の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、当該地図の発注者が、その製作を企画し、資料の収集、地図に入れるべき主要道路等の指定、森や河川の着色の指示等をしていたとしても、それだけで当該地図の著作者になるわけではないとし、当該地図の発注者を著作者と認定しなかった。一方、地図の原画を製作した画家は、発注者から提供された各資料との踏査の結果に基づき、発注者の指示や、注文したところを画面にとり入れ、これを具体的に表現していたことから、当該地図の創作者であるとしている。

#### ②東京地判昭50年3月31日判タ328号362頁(私は貝になりたい事件)

脚本の共同著作物性が争われた事案において、裁判所は、原告が、当該脚本の原案を口頭で伝達し、また、脚本家に対して脚本化することを依頼したとしても、それに基づいて作成された脚本について、原告が、その脚本家と共同して創作に関与したとは言えないとし、原告を当該脚本の共同著作者と認定しなかった。

③東京地判昭54年3月30日判タ397号148頁（現代世界地図事件）

世界地図の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、被告会社が、本件地図の作成を企画したこと、その従業員らが業務として、調査を重ね、資料を収集し、記載項目を細部にわたって取捨選択したこと、その記載方法についても、細かく具体的に指示していたこと等を考慮し、本件地図の著作者を、被告会社と認定した。一方、原告については、本件地図の作成にあたり、文字の位置、字隔、字列などについて、製図上工夫をこらしていたものの、当該工夫は、その表現において創造的要素が見られないか極めて稀薄であり、また、原告は、被告会社の指示に基づき、単に製図家として製図作業に従事していたにすぎないとし、原告を著作者と認めなかった。

④大阪地判昭60年3月29日無民判集17巻1号132頁（商業広告事件）

商業広告の共同著作物性が争われた事案において、裁判所は、広告依頼主が、本件広告の素材の大部を提供していたこと、環状の鎖のデザインや波ないし海洋を表わす暗色を指示していたこと、素材の配置について本人の意向が大きな割合を占めていること等を考慮し、広告依頼主を、本件広告について、本件広告の原画を作成した広告デザイナーとの共同著作者と認定した。

⑤大阪地判平4年8月27日知的裁集24巻2号495頁（静かな焔事件）

死亡した患者の闘病記が記載された書籍の共同著作物性が争われた事案において、裁判所は、当該書籍の一部については、患者の婚約者が、患者の口述をもとに、文章の構成、文体を考慮しながら、重複部分を削除し、趣旨の不明な部分を聞き質して書き改め、自分なりに取捨選択して文章を補充訂正した後、患者が、それを点検の上、補充訂正したことを考慮し、婚約者と患者との共同著作物と認定した。一方、患者がどの程度文章の作成に関与したかが判明しない部分については共同著作物と認定しなかった。

⑥東京地判平10年3月30日D1-Law.com判例体系/ID28032940（ノントン事件）

絵本の著作者の認定が問題となった事案において、

裁判所は、「著作者とは、・・当該著作物の思想又は感情の表現につき創作的関与をした者であり、たとえその創作過程において複数人が何らかの形で関与していたとしても、創作的寄与に及ばない単なる補助者は著作者とはなり得ない。」と判断した。その上で、本件絵本の創作的表現の核心部分は、扱うテーマやストーリーを構想し、これを具体的に表現する絵柄やその配置、配色の決定及び文字記述部分にあり、これらを創作した者が著作者であり、単に決められた色を塗り、輪郭線の仕上げをするにとどまる場合は、単なる補助的作業で著作物の創作行為とは評価できないとして、当該作業をした亡被告を著作者とは認定しなかった。一方、原告は、前者の創作行為をしていたとして本件絵本の著作者と認定した。

⑦東京地判平10年10月29日知的裁集30巻4号812頁（SMAP事件）

元SMAPメンバーのインタビューにより作成された原稿記事の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、まず、一般論として、「著作者とは「著作物を創作する者」をいい・・・、作成に当たり単にアイデアや素材を提供した者、補助的な役割を果たしたにすぎない者など、その関与の程度、態様からして当該著作物につき自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者に当たらない。」と述べた。その上で、本件では、元SMAPメンバーの「発言がそのまま文書化されることを予定してインタビューに応じたり、記事の原稿を閲読してその内容、表現に加除訂正を加えたことをうかがわせる証拠はなく、・・インタビューは、原告出版社らの企画に沿った原告記事を作成するに際して、素材収集のために行われたにすぎない。」として、元SMAPメンバーは著作者ではないとした（最終的に、当該記事は、執筆者の創作物であるとしつつ、職務著作に該当するとして原告出版社を著作者と認定した。）。

⑧東京地判平16年2月18日判時1863号102頁（ドメスティック・バイオレンス事件）

書籍の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、原告が、被告に対し、書籍の執筆依頼、企画等の事前準備を担当していたことについて、このような活動は、「アイデアや素材を提供する行為であって、創作行為であると解すべきではない」と判断し

た。また、被告の執筆した原稿について加除修正の提案をしたこと等の活動を行っていたことについては、最終的に、被告が、原告から指摘を受けた点を再考して、本件書籍に採用するかどうかを判断していたこと等を考慮し、「原告の加除修正に関する提案は、本件書籍の作成に当たって、原告自身の思想感情を表現するという、主体的な関与ということにはでき」ず、原告は、本件書籍の著作者又は共同著作者には当たらないとした。

⑨知財高判平 18 年 2 月 27 日裁判所ウェブサイト  
(ジョン万次郎銅像事件)

銅像の共同著作物性が問題となった事案において、裁判所は、「著作者とは、「著作物を創作する者をいう」のであるから・・・、美術品である本件各銅像については、本件各銅像を創作した者をその著作者と認めるべきである。そして本件各銅像のようなブロンズ像は、塑像の作成、石膏取り、鋳造という 3 つの工程を経て制作されるものであるが、その表現が確定するのは塑像の段階であるから、塑像を制作した者、すなわち、塑像における創作的表現を行った者が当該銅像の著作者というべきである。」と述べた上で、本件各銅像の塑像制作について創作的表現を行なった者は原告のみであって、被告は塑像の制作工程において原告の助手として準備や粘土付け等に関与しただけであるとし、原告のみを本件各銅像の著作者と認定した。

⑩東京地判平 28 年 4 月 21 日裁判所ウェブサイト (宇多田ヒカル「First Love 事件」)

音楽の共同著作物性が争われた事案において、裁判所は、たとえば、原告が、CD アルバムに関して、被告に伝達した内容に被告が依拠し、その結果、本件 CD アルバム名と同名の楽曲の曲順やテンポ等に、上記伝達内容が反映されていたとしても、「ある作品の著作者であるというためには、その者が思想又は感情を創作的に表現したものであることを要」し、「原告が主張する伝達内容は、楽曲のテンポその他の素材の内容及び配列の順序のいずれの点においても、創作のための着想にすぎず、具体的な(控訴審(知財高判平 28 年 12 月 22 日裁判所ウェブサイト)において、「創作的な」と改訂)表現であるということにはできない。」として、原告を共同著作者と認定しなかった。

⑪東京地判平 29 年 4 月 27 日裁判所ウェブサイト (ステラマカートニー青山店舗事件)

建築物の共同著作物性が争われた事案において、裁判所は、著作物である建築物のデザイン監修を担当した原告について、「原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は被告竹中工務店設計資料を前提として、・・・アイデアを提供したものにすぎないというべきであり仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、・・・本件建物の外観設計について原告代表者の共同著作者としての創作的関与があるとは認められない。」とし、原告を本件建物の共同著作者と認定しなかった。

⑫東京地判平 15 年 1 月 20 日判時 1823 号 146 頁 (超時空要塞マクロス(テレビアニメ)事件)

映画の著作物であるテレビアニメの著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、「シナリオの作成からアフレコ、フィルム編集に至るまで本件テレビアニメの現場での制作作業全般に関わり、その出来映えについて最終的な責任を負い、実際にも、動画の作成、戦闘シーン等のカットに関する最終的な決定、撮影後のラッシュフィルムのチェック、フィルム編集等に関する最終的な決定を行っていたのは、総監督の R であるから、同人は、監督として本件テレビアニメの「全体的形成に創作的に寄与した者」に当たるとして、当該監督を著作者と認定した。これに対して、「主として、スポンサー、テレビ局、広告代理店との交渉等を担当しており、創作面での具体的な関与はなく、スタッフに対して指示を与えたこともなかった」各関与者については、当該アニメの著作者と認定しなかった。

⑬知財高判平 18 年 9 月 13 日判時 1956 号 148 頁 (グッドバイ・キャロル事件)

映画の著作物である人気ロックバンドの解散コンサートのシーン等を中心とするドキュメンタリー映画の共同著作物性が問題となった事案において、裁判所は、その製作の企画段階から完成に至るまでの全過程に関与し、監督を務め、作品の創作性の高い内容を決定し、自ら撮影、編集作業の全般にわたって指示を行った者が、映画の「全体的形成に創作的に関与した」唯一の者であり、当該映画の著作者であるとした。一方、会場の選択、ポスターやチラシの製作、保険契約

の締結、会場及び機材の費用の負担、キャロルメンバーやコンサートスタッフの報酬の支払いなど、解散コンサート自体の企画、運営を担当した者は、本件作品の共同著作者ではないとした。

⑭最判平5年3月30日判時1461号3頁（智恵子抄事件）

編集著作物である詩人高村光太郎の詩集「智恵子抄」の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、出版社が、光太郎に対して、当該詩集の出版を依頼し、収録候補となる詩や詩集の題名の提案等をしたものの、光太郎が、その提案等に基づいて自ら収録する詩等の選択を綿密に検討した上、「智恵子抄」に収録する詩等を確定し、「智恵子抄」の題名を決定していたこと等の事情を考慮し、出版社の行為は、編集著作の観点からすると、企画案ないし構想の域にとどまるにすぎないとし、光太郎のみを「智恵子抄」の編集著作者と認定した。

⑮知財高決平28年11月11日判時2323号23頁（著作権法判例百選事件）

編集著作物である著作権法判例百選の著作者の認定が問題となった事案において、裁判所は、「共同編集著作物の著作者の認定が問題となる場合、・・・編集方針を決定することは、・・・素材の選択、配列の創作性に寄与するものということができ・・・、編集方針を決定した者も、当該編集著作物の著作者となり得るといふべきである。他方、編集に関するそれ以外の行為として、編集方針や素材の選択、配列について相談を受け、意見を述べることや、他人の行った編集方針の決定、素材の選択、配列を消極的に容認することは、いずれも直接創作に携わる行為とはいいい難いことから、これらの行為をしたにとどまる者は当該編集著作物の著作者とはなり得ないといふべきである。」と述べた。また、「複数の者による様々な関与の下で共同編集著作物が作成された場合に、ある者の行為につき著作者となり得る程度の創作性を認めることができるか否かは、・・・当該行為者の当該著作物作成過程における地位、権限、当該行為のされた時期、状況等に鑑みて理解、把握される当該行為の当該著作物作成過程における意味ないし位置付けをも考慮して判断されるべきである。」とし、当該著作物の執筆者の選定等に参画していた原告を共同著作者と認定しなかった。

ウ 裁判例の分析

上記裁判例をみると、裁判所は、著作物の著作者を認定する際、その作成に関与した者の創作的寄与について検討している。このことから、著作者の認定は、AI生成物に関与した者の創作的寄与の有無を検討する作業と結び付けて考えることが可能と思われる。

そして、裁判所による著作者の認定の判断手法についてみると、裁判所は、関与者の創作的寄与を検討する際、主に、(i)表現以前の準備活動（依頼、資金調達、企画、提案、資料収集等）、(ii)補助としての手伝い（助手、手足、代筆等）、(iii)創作に向けた指示・助言・素材・アイデアの提供、(iv)作品に対する貢献度（最終的に作品化する作業の担当、再考の有無、重要工程の関与・決定）等を考慮している。以下、各判断要素について分析する。

(i)についてみると、裁判所は、関与者の行為が、表現以前の準備活動にとどまる場合、当該関与者の創作的寄与を消極的に評価する傾向にある（前記裁判例①の発注者、②の原告、⑫の監督者以外の関与者、⑬のコンサートの企画担当者、⑭の出版社に関する部分参照）。もっとも、前記裁判例③は、被告会社を著作者と認定する際、被告会社による企画や資料収集等が詳細に行われていたことを根拠として挙げている。そうすると、たとえ関与者の行為が、表現以前の準備活動にとどまったとしても、その行為の詳細度によっては、当該判断要素が、創作的寄与を肯定する方向に機能すると考えられる。

(ii)についてみると、裁判所は、比較的、当該判断要素を、関与者の創作的寄与を否定する根拠として用いており、特に、関与者が他人の指示に従って作業をしている場合に考慮している（前記裁判例③の原告、⑥及び⑦の一般論、⑨の被告に関する部分参照）。

(iii)についても、裁判所は、当該判断要素を、関与者の創作的寄与を否定する根拠として用いる傾向にある（前記裁判例⑦の一般論、⑧、⑩、⑪の原告に関する部分参照）。もっとも、裁判例の中には、関与者の指示の内容や程度、提供する素材の取り扱われ方等を考慮し、これらを、創作的寄与の肯定する事情として用いているものもある（例えば、前記裁判例③は、被告会社の指示が詳細であったことを、創作的寄与を肯定する方向に評価している。また、前記裁判例④は、広告依頼主が提供した素材の大部が表現に反映されてい

ることから、当該依頼主を著作者と認定している。更に、前記裁判例⑬は、映画の監督者の指示が、作品の完成に向けた作業の全般にわたっていたことを、著作者を認定する根拠としている。なお、前記裁判例⑮は、本来、アイデアである編集方針を決定した者が、著作者になるとしている<sup>(21)</sup>。)

(iv)についてみると、裁判所は、基本的に、作品を最終的に完成させた者について、(ii)のような補助的地位にある等の事情がなければ、当該人物を著作者と認定している(前記裁判例①の画家、②の脚本家、⑦の執筆者、に関する部分参照)。逆に、作品の作成に関与していたとしても、その後、他人が再考している場合や、関与の程度が不確定である場合は、当該関与者を著作者と認定しないことがある(前記裁判例⑤の患者、⑧の原告に関する部分参照)。なお、作品の全ての工程に関与していなくとも、その工程で重要な部分の決定や作業に寄与している場合、当該決定者及び関与者は、著作者と認定されることがある(例えば、前記裁判例⑥は、作品の核心部分の作成を担当した原告を著作者と認定している。また、前記裁判例⑨は、銅像の制作工程(塑像の制作、石膏取り、铸造)のうち、塑像の制作を担当した者を著作者と認定している。))。

#### エ AI生成物の著作物性への応用

上記裁判例の傾向を、AI生成物の著作物性の判断手法に応用してみる。

まず、AIに対する人間の行為が、表現以前の準備活動である場合や(資金調達やAIそのものの開発等)、AIによる表現の補助的な地位にとどまる場合(AIが生成した文章・絵画・楽曲を単に複製する行為等)、当該AI生成物の著作物性は認められないと考えられる。また、AIに対する指示・操作が簡単である場合や(AIが既に構築している生成プログラムを作動させる等)、提供する素材・アイデアがありふれたものである場合(市場に出回っているサンプルデータを無作為に抽出し、学習用データとしてAIに入力する等)、同様に著作物性が否定されると考えられる。一方、指示・操作が詳細である場合や入力データの選択等に創作性が認められる場合、著作物性が肯定される余地があると思われる。ただし、AIが、更にそれを再考することで、使用者の予想のつかない表現に変更される場合は、異なる結論になり得る。

### (3) 小括

AI生成物の著作物性の判断基準を、人間の創作的寄与の有無とした場合、その判断手法を検討する際には、著作者の認定に関する議論や裁判例を参考にすることができると考えられる。そして、著作者の認定に関する裁判例の傾向を踏まえると、人間の創作的寄与の有無を判断する際、(i)表現以前の準備活動(依頼、資金調達、企画、提案、資料収集等)、(ii)補助としての手伝い(助手、手足、代筆等)、(iii)創作に向けた指示・助言・素材・アイデアの提供、(iv)作品に対する貢献度(最終的に作品化する作業の担当、再考の有無、重要工程の関与・決定)等が、主な判断要素になると考えられる。当該判断要素の評価の仕方は、事案によって異なりうるが、概ね(i)、(ii)、(iii)、(iv)を考慮し、関与者が、完成した作品に対してどれだけ寄与できているかを検討することになると考えられる。

## 4 おわりに～創作活動への思い～

本稿では、AI生成物の著作物性に関する判断基準や判断手法が、未確立な状況において、既存の法的知識や関連裁判例をもとに、その対処方針や考え方の方向性を示すよう試みた。

今後、AIの利活用が促進され、AI生成物が、より社会に浸透すれば、AI生成物の著作物性を巡る問題が多発する可能性は否定できない。

本稿が、上記問題の解決や、より適法かつ安心した創作活動の一助となれば幸いである。

以上

#### (注)

- (1)人工知能学会ホームページ<https://www.ai-gakkai.or.jp/w-hatsai/AIhistory.html>参照
- (2)経済産業省「平成28年度版情報通信白書」235頁
- (3)前掲注2)236頁参照
- (4)機械学習を円滑にする法制備として、例えば、行政手続や民間取引のオンライン化等を目指すための官民データ利活用推進法の制定、個人情報匿名加工することで、その流通規制を緩和する改正個人情報保護法の施行(経済産業省「平成29年版情報通信白書」52頁参照)、情報解析のためにネット上のデータを取得することを適法とする著作権法の規定が挙げられる(47条の7)。
- (5)なお、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律上、「コンテンツ」とは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム・・・であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は

- 娯楽の範囲に属するもの」と定義されている(2条1項)。そのため、AIが、人間の関与なくして生成したものを、「コンテンツ」と称してよいかは議論の余地があると思われる。
- (6) 出井甫「AI創作物に関する著作権法上の問題点とその対策案」(パテント Vol.69 2016年12月号)
- (7) 大阪大学・科学技術振興機構(JST)共同発表「脳波に基づいて自動作曲を行う人工知能を開発～音楽刺激で個人の潜在能力を発揮可能なシステム開発に期待～」平成29年1月16日 <https://www.jst.go.jp/pr/announce/20170116/index.html> 参照
- (8) 福沢諭吉と新渡戸稲造の書籍を機械学習して、書籍を執筆したAIとして、「賢人降臨」(クエリーアイ株式会社ホームページ <http://queryeye.com/jp/index.html>)参照
- (9) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2017」13頁平成29年5月、新たな情報財検討委員会「新たな情報財検討委員会報告書」36頁参照平成29年3月
- (10) 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」41頁以降参照平成29年2月
- (11) サルの自撮り写真に著作権が生じるかが問題となった事案において、米国の連邦地方裁判所は、著作権法上の「著作物」の概念はヒトを意味し、動物は含まれないため、当該写真に著作権は生じないと判断した。なお、その後、当事者間で和解が成立している(平野晋「ロボット法—AIとヒトの共生にむけて」226頁参照平成29年11月)。
- (12) Article9 Paragraph3, Article178 of Copyright, Designs and Patents Act 1988
- (13) 加戸守行「著作権法逐条講義6訂新版」22頁平成25年8月28日
- (14) 後述する大阪地判平4年8月27日知的裁集24巻2号495頁(静かな焰事件)参照
- (15) 半田正夫・松田政行編「著作権法コンメンタル1[第2版]」243頁参照平成27年12月23日
- (16) 文化庁「著作権審議会第9小委員会(コンピュータ創作物関係)報告書」1993年 著作権情報センターwebサイト [http://www.kidscric.com/db/report/h5\\_11\\_2/h5\\_11\\_2\\_main.html](http://www.kidscric.com/db/report/h5_11_2/h5_11_2_main.html)
- (17) 前掲注9)「新たな情報財検討委員会報告書」37頁参照
- (18) 編集著作物において同様の見解を述べるものとして、泉克幸「編集著作物における著作物の認定」知的財産法政策学研究42号平成25年3月
- (19) 複数関与の形態としては、これ以外にも職務著作による著作物が挙げられるが(著作権法15条)、当該形態では、使用者の創作的寄与は必要とされていたため、本稿では検討対象外とする。
- (20) 前掲注15) 663頁
- (21) 同様に編集著作物の著作物の認定が問題になった、東京地判昭55年9月17日無体例集12巻2号456頁(地のささめごと事件)でも、裁判所は、「編集方針を決定することは、素材の選択、配列を行うことと密接不可分の関係にあつて素材の選択、配列の創作性に寄与するものというべく、したがつて、編集方針を決定した者も当該編集著作物の編集者となりうるものと解するのが相当である。」と述べている。ただし、判断要素(iv)の部分で述べるように、当該編集方針が、表現に反映されない可能性もあることから、編集方針を決定した事実だけで、直ちに当該決定者が著作物と認定されるわけではないことに留意すべきである。

(原稿受領 2017. 12. 20)